（裏　面）

注　意

①の欄

老齢福祉年金を受けることができる人は、あなたの子、父母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、主としてあなたの生計を維持している人についてご記入ください。

②の欄

地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をご記入ください。なお、受給権者の所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数を、配偶者の所得状況及び①の扶養義務者等の所得状況については、同法に定める老人扶養親族の数を、（　）内に再掲してください。

③の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

④の欄

1　「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」及び「配偶者特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。

2　「障害者（特別障害者を除く。）である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数」は、②の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。

3　「特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数」は、②の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。

4　「障害者・特別障害者・寡婦（寡夫）・寡婦の特例・勤労学生の別」は、地方税法で定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦控除の特例の適用を受ける者以外の寡婦（寡夫）若しくは寡婦控除の特例の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

5　「地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第6条第1項（肉用牛の売却による農業所得の免除）の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、資産及び収入の状況につき日本年金機構が市町村長に調査を嘱託することに同意するとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

1　あなたの前年の所得の額が、159万5千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書

2　あなたの前年の所得の額が、159万5千円より多いときは、次の書類

(1)　前年の所得額並びに控除対象配偶者及び扶養親族の数並びに老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の数についての市町村長の証明書

(2)　控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

(3)　④の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書

(4)　本年に災害のため損害を受け、その損害金額が自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の住宅、家財その他の財産の価格のおおむね2分の1以上であるときは、老齢福祉年金被災状況届

3　あなたの前年の所得額が159万5千円（②の欄に記載した控除対象配偶者及び扶養親族があるときは、159万5千円にその者1人につき38万円（その者が、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、その者1人につき48万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満に限る。）であるときは、その者1人につき63万円）を加算した額とする。）以下である場合で、配偶者又は①の欄に記載すべき者があるときは、これらの者の所得について、前年の所得額並びに控除対象配偶者及び扶養親族の数並びに老人扶養親族の数についての市町村長の証明書、並びに上記2の(3)及び(4)に掲げる書類